

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年5月18日

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

資料

改正概要 1

改正内容 1

スケジュール 1

消防総務課

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正概要

昨今の社会情勢を鑑み「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下、「政令」という。）」において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されることに合わせ、大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年大磯町条例第 24 号。以下、「条例」という。）で規定する葬祭補償の額を改定するものです。

2 改正内容

(1) 葬祭補償の額に係る規定の改定

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定します。

改正案	現行
葬祭補償として、 <u>33 万円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	葬祭補償として、 <u>31 万 5 千円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

※「補償基礎額」とは政令で定められており、その金額を条例中で準用しています。

(2) 施行日

公布の日から施行予定とします。

ただし、施行日以前であっても令和 8 年 4 月 1 日以降に葬祭補償の支給対象となる事案が発生した場合は、改定後の条例の額による補償の対象とします。

3 スケジュール

令和 8 年 6 月大磯町議会定例会にて提案予定